



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年8月7日（金） 第9823号

目次

ページ

告 示

○道路の区域変更（道路管理課）	2
○同	2
○道路の供用開始（同）	2
○同	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計管理課）	4

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課）	4
○同	4
○所在不分明通知（森林保全課）	5
○同	6
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	7
○同	8
○同	8

入 札 公 告

○一般競争入札の実施（会計管理課）	8
○同（小児医療センター）	11

■ 告 示

◎群馬県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	前橋安中富岡線	富岡市下黒岩字芹田前580番の6地先から同市別保字大谷津166番の5地先まで	前	7.6～13.0	330.2
			後	7.6～23.2	330.2

◎群馬県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	足利伊勢崎線	太田市天良町59番の47地先から同市同59番の7地先まで	前	7.5～11.0	74.0
			後	10.6～11.4	74.0

◎群馬県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	足利伊勢崎線	太田市天良町59番の47地先から同市同59番の7地先まで	令和2年8月7日
----	--------	------------------------------	----------

◎群馬県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	407号	太田市スバル町4番の1地先内	令和2年8月7日
県道	前橋館林線	太田市スバル町4番の1地先から同市東本町25番の8地先まで	

◎群馬県告示第213号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

馬場5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	吾妻郡	長野原町	大津	坪井	4番地先道路敷
2	同	同	同	同	同
3	同	同	同	同	同
4	同	同	同	同	4番地
5	同	同	同	同	同

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県中之条土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第214号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年8月22日から施行する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

「多野藤岡農業協同組合 藤岡市森160-5（小野支店）」を「多野藤岡農業協同組合 藤岡市中914-5（藤岡中央支店）」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ミニヨン・スター
- 3 代表者の氏名 小林喜美栄
- 4 主たる事務所の所在地 沼田市高橋場町2189番地9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害児者の福祉をはじめ地域福祉全体に目を向け、誰もが最適な自立生活の実現ができ、地域であたりまえに暮らしていただけるために必要な各種事業を行い、地域福祉の発展・向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年7月27日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人KFP友の会
- 3 代表者の氏名 高田博一
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市寺尾町1064番地30 観音山ファミリーパーク内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、多様な市民活動を促進させ、民・産・官・学の有効な連携をはかりつつ、社会全体で公園の計画・管理・運営等を行うことで、活力にあふれ、明るく豊かな社会の一翼を担うことを目

的とする。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を渋川市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
渋川市金井字南平2612、2613、2615、2640から2643まで	ミサワリゾート株式会社	
同	株式会社エム・アール開発	
渋川市金井字南平2614	樽川通子	
渋川市金井字御袋山2646の1、字吾妻山2202の1、字上之平2509の1	野村千枝子	
渋川市金井字御袋山2655の10	川尻清	共有林
渋川市金井字御袋山2656	加藤安五郎	共有林
同	岸銀造	共有林
同	吉田菊造	共有林
同	後藤五郎平	共有林
同	山沢幸太郎	共有林
同	水上幸吉	共有林
同	水上実五郎	共有林
同	水上筆五郎	共有林
同	都丸ルイ	共有林
同	都丸松之丞	共有林
同	都丸忠平	共有林
同	都丸道太郎	共有林
同	都丸文吉	共有林
同	都丸紋次郎	共有林
同	梅沢治平	共有林

同	梅沢新四郎	共有林
同	梅沢長九郎	共有林
同	梅沢峯造	共有林
渋川市金井字御袋山2659	岸仲二	
渋川市金井字軽浜2770の1	梅澤朔治	共有林
同	梅澤正夫	共有林
渋川市祖母島字中野1544、1556の1、1557、1558、1559の1から1559の3まで	井芹貴容子	共有林
渋川市祖母島字中野1553	上毛電業株式会社	
渋川市祖母島字中野1595の3	小畠民子	共有林
同	有限会社赤城土地開発	共有林
渋川市祖母島字高町久保1871、1872	横手潤有	
渋川市祖母島字高町久保1898の1	福島秀平	
渋川市川島字上登沢1919の1、1919の3、1920の1、1920の3	浅見良美	
渋川市川島字中外輪戸2529の1、2530の1、2531の1、字下外輪戸2532の1、2533の1、2534の1、2534の2、2535、2551の1、2551の2、2552、2553の1、2553の3、2554の1	飯塚成美	共有林
渋川市川島字下外輪戸2537の1	飯塚健次	

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予告告示 令和2年2月28日群馬県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について

て、その森林の所有者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を渋川市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
渋川市伊香保町伊香保字湯平587の4、587の7	株式会社有明館	共有林
同	大松興業合資会社	共有林
同	有限会社金田屋旅館	共有林
同	有限会社新井屋旅館	共有林
同	有限会社柏屋旅館	共有林
同	有限会社立花屋	共有林
渋川市伊香保町伊香保字甲境沢549の3	小林栄造	共有林

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

渋川市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和2年3月6日群馬県告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により群馬中部土地改良区の定款の変更を令和2年7月27日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により松義台地土地改良区の定款の変更を令和2年7月27日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により勢多郡東村土地改良区の定款の変更を令和2年7月28日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年8月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品、数量及び納入場所

番号	購入物品	数量	納入場所
ア	凍結防止剤散布装置（車載式、0.3m ³ 、自然流下式）	3台	仕様書のとおり
イ	マルチスノーブラウ（小型トラック（2t）又は中型トラック（4t）装着用、ブレード幅2,200mm以上2,400mm未満）	2台	仕様書のとおり
	マルチスノーブラウ（小型トラック（2t）又は中型トラック（4t）装着用、ブレード幅2,400mm以上2,500mm未満）	2台	
ウ	除雪トラック（3t級、4×4、プラウ付、散布装置付）	1台	富岡土木事務所 富岡市田島343-1

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

(3) 納入期限

番号	購入物品	納入期限
ア	凍結防止剤散布装置（車載式、0.3m ³ 、自然流下式）	令和3年1月29日
イ	マルチスノーブラウ（小型トラック（2t）又は中型トラック（4t）装着用、ブレード幅2,200mm以上2,400mm未満）	令和3年1月29日

	マルチスノーブラウ（小型トラック（2 t）又は中型トラック（4 t）装着用、ブレード幅2, 400 mm以上2, 500 mm未満）	
ウ	除雪トラック（3 t級、4×4、ブラウ付、散布装置付）	令和3年3月24日

(4) 入札方法 上記(1)アからウまでの物品をそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年8月27日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年9月10日（木）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (8) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 白岩光司 電話027-226-3820（ダイヤルイン）

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和2年8月7日（金）から同年9月10日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
ア	凍結防止剤散布装置(車載式、0.3m ³ 、自然流下式)	令和2年9月18日午前10時30分
イ	マルチスノーブラウ(小型トラック(2t)又は中型トラック(4t)装着用、ブレード幅2,200mm以上2,400mm未満)	令和2年9月18日午前10時50分
	マルチスノーブラウ(小型トラック(2t)又は中型トラック(4t)装着用、ブレード幅2,400mm以上2,500mm未満)	
ウ	除雪トラック(3t級、4×4、プラウ付、散布装置付)	令和2年9月18日午前11時10分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年9月17日(木)午後5時まで)に上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「〇〇(購入物品名)一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書、当該調達物品又はこれと類似する物品について相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明する書類及び当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明する書類を令和2年9月10日(木)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和2年9月10日(木)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
i	Antifreeze spray apparatus (on-vehicle type, 0.3m ³ , gravity flow type)	3	10:30 a.m. September 18, 2020
ii	General-use snowplow (compatible with installation on pickup truck(2t) or medium truck(4t), and with blade width of at least 2,200 mm and less than 2,400 mm)	2	10:50 a.m. September 18, 2020
	General-use snowplow (compatible with installation on pickup truck(2t) or medium truck(4t), and with blade width of at least 2,400 mm and less than 2,500 mm)	2	
iii	Snow removal truck (3-ton-class, four-wheel drive, with blade and antifreeze spray apparatus)	1	11:10 a.m. September 18, 2020

(3) Delivery period:

	Products to be purchased	Delivery period
i	Antifreeze spray apparatus (on-vehicle type, 0.3m ³ , gravity flow type)	January 29, 2021
ii	General-use snowplow (compatible with installation on pickup truck(2t) or medium truck(4t), and with blade width of at least 2,200 mm and less than 2,400 mm)	January 29, 2021
	General-use snowplow (compatible with installation on pickup truck(2t) or medium truck(4t), and with blade width of at least 2,400 mm and less than 2,500 mm)	
iii	Snow removal truck (3-ton-class, four-wheel drive, with blade and antifreeze spray apparatus)	March 24, 2021

(4) Contact information: Kouji Shiraiwa, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3820 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年8月7日

群馬県立小児医療センター院長 外 松 学

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 基準寝具及び基準外リネン賃貸借 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和2年10月1日（木）から令和5年9月30日（土）まで
- (4) 納入場所 群馬県立小児医療センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年8月27日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年9月9日（水）午後5時までに資格者名簿の登録を確認し、群馬県立小児医療センター事務局経営課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 過去3年以内に、150床以上の病床を有する病院のリネン賃貸借業務を、2年以上確実に履行した実績を有する者であること。
- (10) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14各号に掲げる基準に適合し、適正に行う能力を有する者であること。
- (11) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒377-8577 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 田村英昭 電話0279-52-3551
- (2) 入札説明書の交付方法 令和2年8月7日（金）から同月28日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

また、入札参加資格確認結果は、令和2年9月10日（木）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

 - ア 申請書等の提出期限 令和2年9月3日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）
 - イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「基準寝具及び基準外リネン賃貸借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。
 - ウ 提出部数 1部
- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月17日（木）午前10時 群馬県立小児医療センター2階実習棟会議室1（郵送による場合は、書留郵便とし、同月16日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立小児医療センター院長あて親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「基準寝具及び基準外リネン賃貸借入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和2年9月3日（木）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Sotomatsu Manabu, Director of the Gunma Children's Medical Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Letting and hiring of linen outside

standard bedding and standard complete set

(3) Rent period: It starts on October 1, 2020 and ends on September 30, 2023

(4) Delivery place: Gunma Children's Medical Center

(5) Dates of issue for tender documents: Friday, August 28, 2020 at 5:00 p.m.

(6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Thursday, September 3, 2020 at 5:00 p.m.

(7) Time-limit for tender: Thursday, September 17, 2020 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Wednesday, September 16, 2020 at 5:00 p.m.)

(8) Contact point for the notice: Tamura Hideaki, Management Office of Gunma Children's Medical Center, 779 Shimohakoda, Hokkitsu-machi, Shibukawa-shi, Gunma-ken, 377-8577, Japan, TEL 0279-52-3551 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
